

山口県報

平成 24 年
2月3日
(金曜日)

目 次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

森林病害虫等の薬剤による防除の実施に関する基準の変更の公表 (森林整備課) 三

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更 (森林整備課) 三

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (港湾課) 三

公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) 四

土地改良区役員の届出 (農村整備課) 五

教委公告

契約の締結 五

山口県告示第三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年二月三日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。



平成二十四年二月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 戸田工業株式会社
住 所 広島県大竹市明治新開一番四号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 戸田工業株式会社小野田事業所
所 在 地 山陽小野田市新沖一丁目一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /時)	予 定 日	予 定 日	間 隔 時 間
二六〇口 (二基)	一〇	平成二四年 三月一	平成二四年 三月三	連 続 二 四 時 間
二六〇口	一五	"	"	"

備考 「二六〇口」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設をいう。

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	
中 和 槽	処理前	常	大	大	常
	処理後	最	最	最	最
砂 ろ 過 機	処理前	常	大	大	常
	処理後	最	最	最	最
凝 集 沈 殿 槽	処理前	常	大	大	常
	処理後	最	最	最	最

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定			工 事 完 成 予 定		
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
中 和 槽	コンクリート製	二、〇〇〇	中 和	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
砂 ろ 過 機	鉄 製	一、〇〇〇	ろ 過	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
凝 集 沈 殿 槽	コンクリート製	一三、七〇〇	凝 集 沈 殿	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
二六〇口	常	大	大	常	常
二六〇口 (二基)	最	最	最	最	最

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

(二) 大島郡周防大島町大字和田字吉竹一〇四二の二地先公有水面
区域

次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線、7の地点と8の地点を結ぶ平成十九年秋分の満潮位(D.L. +三・〇九メートル)における公有水面と和田漁港和田C防波堤との境界線及び1の地点と8の地点を結ぶ昭和五十五年八月十九日付け指令港湾第三四四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +三・二七メートル)に囲まれた区域

1の地点 大島郡周防大島町大字和田字すしの耐子鼻四等三角点(北緯三三度五五分二八・三七一秒東経一三三度二四分〇八・五六二秒)から一六七度三三分〇七秒一、一二四・六六メートルの地点

2の地点 1の地点から二九五度四二分三九秒一四・六六メートルの地点

3の地点 2の地点から二五度二九分〇九秒二〇・四二メートルの地点

4の地点 3の地点から一一五度五九分一九秒一・一八メートルの地点

5の地点 4の地点から二五度二七分四一秒七・二二メートルの地点

6の地点 5の地点から二九五度一分四八秒一・二〇メートルの地点

7の地点 6の地点から二五度三二分二一秒三三・九七メートルの地点

8の地点 7の地点から一一一度三四分四一秒一四・七八メートルの地点

(三) 面積

九〇六・七七平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成二十年十月十七日 指令平二〇港湾第三九八号

三 関係図書を閲覧できる市町

周防大島町

四 認可を受けた者

大島郡周防大島町大字小松一二六番地の二

周防大島町

周防大島町長 椎木 巧

五 認可の年月日

平成二十四年一月二十七日



(三八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年二月三日から同年六月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年二月三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス萩南店

所在地 萩市大字椿二四三八の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 代表者の氏名 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年九月二十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三二九平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五〇台

(二) 駐輪場の収容台数

六台

(三) 荷さばき施設の面積

三六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

開店時刻

閉店時刻

株式会社コスモス薬品

午前一〇時

午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十四年一月十九日

(三九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十四年二月三日

山口県知事 二井 関成

退任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所

下関市豊北町土地改良区 監事 本田 秀美 下関市豊北町大字阿川三五九五



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十四年二月三日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する廉の名称及び所在地

山口県立防府商業高等学校 防府市中央町三番一号

二 契約に係る物品等の名称及び数量

旋盤 十台

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十三年十二月二十八日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社山陽機械センター 周南市築港町五番一号

六 契約金額

三千九百六十九万円

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第八号に該当するため

八 契約担当者

山口県立防府商業高等学校長 三吉 英太

平成二十四年二月三日印刷

発行所

山口県知事